

港区客引き行為等防止巡回指導業務委託業務委託事業候補者選考に関する質問への回答

質問番号 (事務局整理順)	質問事項	質問内容	回答
1	提出書類の枚数制限について	港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者募集要項の項番7(6)ア「企画・分量」に記す上限枚数の他に、補足説明の資料を提出することは可能でしょうか。	補足資料の提出は認めません。
2	類似事業の実績について	港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者募集要項の項番7(7)イ「【様式5】港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業者の業務実績」にある「履行期間3か月以上継続」とは、「1日の間断もなく3か月以上継続」との意味でしょうか。	「1日の間断もなく3か月以上継続」という意味です。
3	地区の班編成等について	仕様書(案)の項番5(2)アの表の「大門・浜松町、田町、品川地区」をまとめて1地区とみなし、4班と警備員指導教育責任者(同資格保有者)1人を配置するというのでよいでしょうか。	「大門・浜松町、田町、品川地区」はまとめて1地区とはみなしません。大門・浜松町地区、田町地区、品川地区の3地区となります。
4	他業務との共通事項の対応について	仕様書(案)の項番7(5)に記載のある「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」の「趣旨の説明」をすることや「灰皿等の移設又は撤去の呼びかけを行うこと」は、同条例第13条の規定による「指導」には該当しないということでしょうか。	「趣旨の説明」や「灰皿等の移設又は撤去の呼びかけを行うこと」は、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」の第13条の規定による「指導」には該当しません。
5	配置人数について	仕様書(案)の項番5(2)アの表の班編成数について、例えば新橋地区は5班とありますが、これは同地区原則10名以上の配置を行うという意味でしょうか。また、大門・浜松町、田町、品川地区がひとまとまり4班で表記されていますが、これは「大門・浜松町、田町、品川地区」に8名以上を配置するという意味でしょうか。	1班につき複数名で構成することとし、新橋地区では合計10名以上の指導員を配置することとします。 「大門・浜松町、田町、品川地区」で合計4班・8名以上配置することとします。
6	警備員指導教育責任者について	仕様書(案)の項番6(1)②に「各地区において、指導員の指導監督として、警備業法に基づく警備員指導教育責任者(同資格保有者)を配置して現場を統括させる」とありますが、指導員の人数の中に含めても良いのでしょうか。それとも、班編成の中に組み入れない別の人員とすべきでしょうか。また、警備員指導教育責任者については、区との連絡担当窓口とするとありますが、区との協議・承認によって現場を離れる運用をとることは可能でしょうか。	指導員とは別に警備員指導教育責任者(同資格保有者)を配置することとします。 警備員指導教育責任者は、地区の統括責任者として現場での勤務とします。